

○保育施設の利用を希望する保護者の方に、利用のための認定を申請していただきます。

3つの認定区分について

1号認定 教育標準時間認定

お子さんが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合

利用先 幼稚園、認定こども園

2号認定 満3歳以上・保育認定

お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、認可保育所などでの保育を希望される場合

利用先 保育所、認定こども園

3号認定 満3歳未満・保育認定

お子さんが満3歳未満で「保育の必要な事由」に該当し、認可保育所などで保育を希望される場合

利用先 保育所、認定こども園

* 認定保育所などを希望される場合の保育認定（2号・3号認定）にあつたては、以下の3点が考慮されます。

① 保育を必要とする事由（次のいずれかに該当することが必要です。）

- 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間など）月60時間以上
- 妊娠、出産、
- 保護者の疾病、障がい
- 同居又は長期入院などしている親族の介護・看護
- 災害復旧
- 就職活動（起業準備を含む）
- 就学（職業訓練校などにおける職業訓練を含む）
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること
- その他、上記に類する状態として町長が認める場合

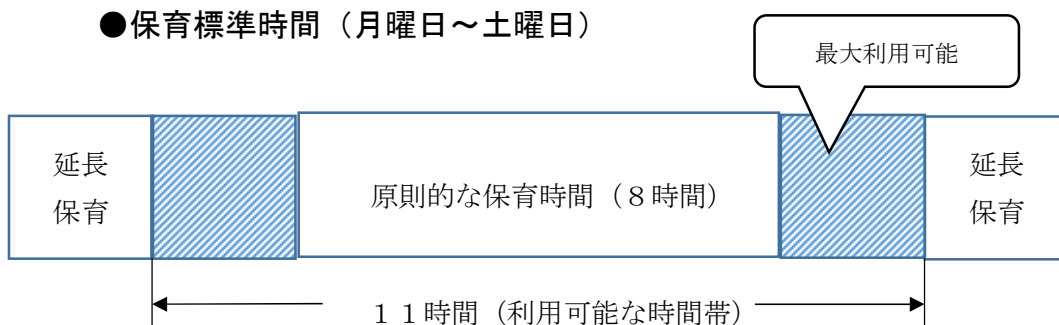
②優先利用の基準

●ひとり親家庭、生活保護世帯、生計中心者が失業、お子さんが障がいがある場合などは、保育の優先的な利用が必要と判断される場合があります。

③保育の必要量

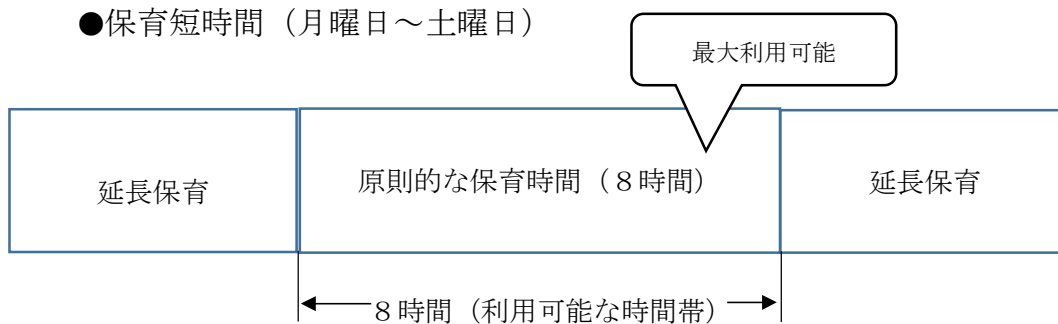
保育が必要となる程度に応じて、利用時間が分かります。

●保育標準時間（月曜日～土曜日）



◎1カ月あたり120時間以上の就労 (最長11時間利用可能)

●保育短時間（月曜日～土曜日）



◎1カ月あたり60時間以上120時間未満の就労 (最長8時間利用可能)

*公立保育所の延長保育は、別途料金が掛かります。 延長30分：100円

○保育料について

●保育料は保護者の所得（市町村民税所得割課税額等）を基
に算出されます。

●毎年9月が保育料の切り替え時期となります。

* 3歳～5歳児の保育料は無償化となります。

4月 5月 6月 7月 8月 **9月** 10月 11月 12月 1月 2月 3月

令和2年度の市町村民税額等に基づく保育

令和3年度の市町村民税額等に基づく保育料

○申し込み方法

●受付期間

令和3年12月1日（水）から令和4年1月14日（金）

●申込書交付・受付場所

- ・新規に申込みする児童は、役場 福祉保健課（福祉・児童家庭係）に提出してください。
- ・現在、保育所（園）に在籍している児童については、各保育所（園）で申込みをしてください。

●各保育施設の入所対象年齢

施設名	入所対象年齢
中坪保育所	6ヶ月～5歳児
南俣保育所	10ヶ月～5歳児
綾保育園	3ヶ月～5歳児

●提出書類

- ・支給認定申請書兼入所申込書・就労証明書
- ・その他必要な書類